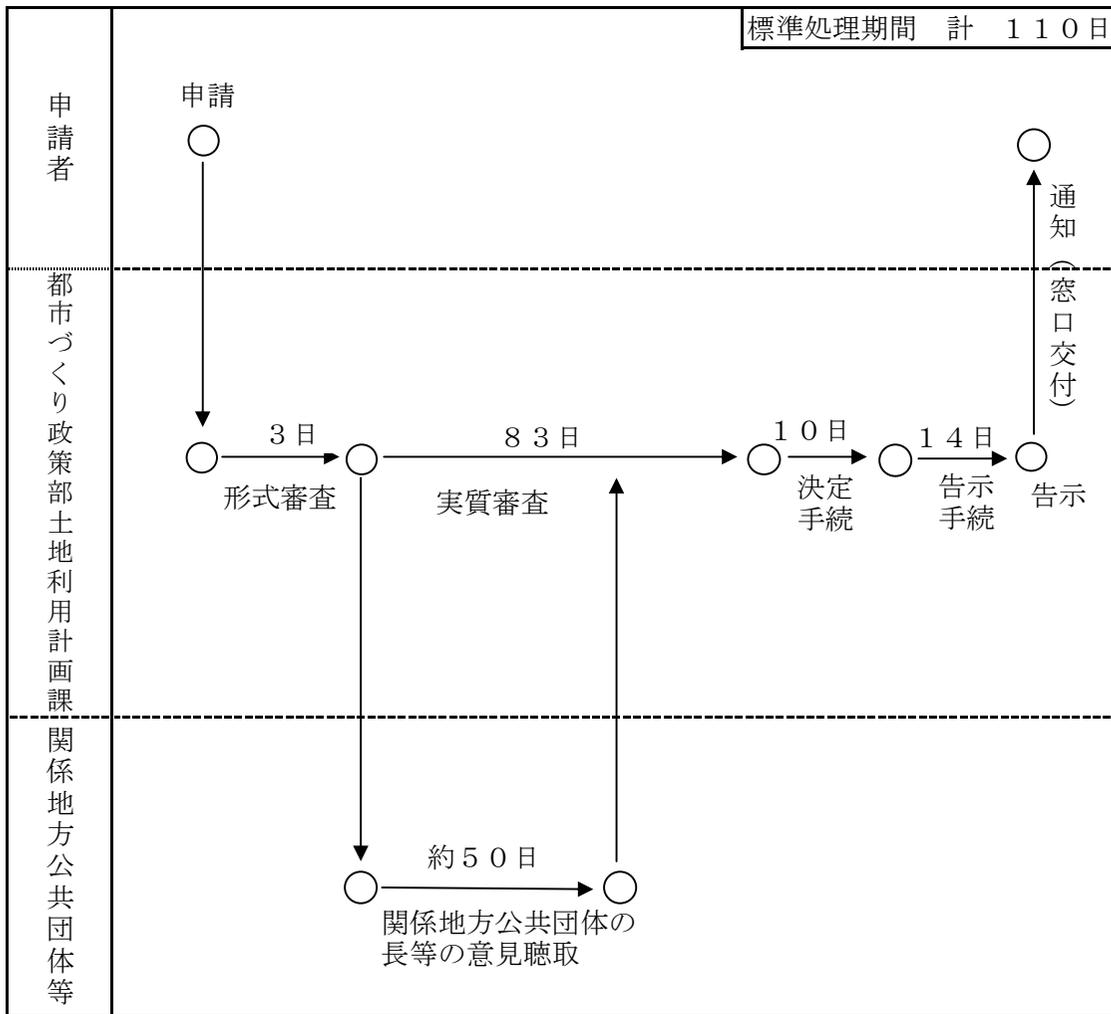


事 務 処 理 フ ロ ー 図

事務名 民間事業者が行う都市計画事業の認可(一団地の住宅施設に限る。)

作成部署 都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課地区計画担当 電話30-255

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	都市計画法第60条による申請書と添付図書がそろい、記載漏れがないかどうか審査します。
2	実質審査	提出された図書について、事業の公益性及び内容、申請書の資力信用等を審査します。 <small>関係地方公共団体の長等の意見聴取</small> 法59条第5項に基づき意見を聴取します。(必要に応じて第6項に基づく意見聴取も行います。)
3	決定手続	認可の諾否について都市整備局長が決定します。
4	告示手続	法62条第1項に基づく告示について、事案決定手続を行います。
5	告示	法62条第1項に基づき、施行者の名称、都市計画事業の種類、事業施行期間等を告示します。
6	通知	申請者に通知します。